

## 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別なお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、各種ご契約手続きにつきまして、以下の特別なお取り扱いを実施しておりますのでご案内いたします。

### 1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込が難しい場合、お申し出をいただくことで保険料の払込猶予期間を2020年9月30日（水）まで延長いたします。

### 2. 貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長

契約者貸付を受けられているご契約や、保険料の自動振替貸付が適用になっているご契約で、貸付金返済のお手続きができないことによる失効（いわゆるオーバーローン失効）もお申し出をいただくことで2020年9月30日（水）まで猶予いたします。

生命保険契約が失効すると、万一の際に保険金をお支払いできないだけでなく、契約を復活されたい場合でも、その時点の健康状態によっては復活ができません。皆さまが大変困難な状況下にいらっしゃることに鑑み、お申し出をいただくことで貸付金の返済期限を猶予いたしますのでご安心ください。

### 3. 保険金・給付金のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金・死亡保険金の支払い対象となる「疾病」に該当します。医師の指示により医療機関に入院された場合には、疾病入院給付金の支払対象となります。

同感染症により万が一死亡された場合は死亡保険金のお支払対象となります。

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に罹患された方のご請求手続きについて、以下のとおり特別なお取り扱いをおこないます。

#### ① 入院給付金のご請求手続きについて

責任開始日（または復活日、復旧日、中途付加日）から2年以内に開始した入院のご請求であっても簡易請求（※1）にてお取り扱いします。また、ご契約内容、ご契約の形態によって必要となる公的書類の提出を一部省略可能とします。

※1 簡易請求：「保険会社所定の診断書」にかえて「病院発行の領収書・診療明細書・退院証明書」等による手続き

#### ② 死亡保険金のご請求手続きについて

ご契約内容、ご契約の形態によって必要となる公的書類の提出を一部省略可能とします。

### 4. 契約者貸付の利息免除

新規の契約者貸付について、以下のとおりお取り扱いさせていただきます。

対象となるご契約	契約者貸付が可能なご契約全件（変額保険、変額年金保険を除く） ただし、2020年3月19日（木）～2020年6月1日（月）において複数回契約者貸付を行った場合、2回目以降の契約者貸付については対象外となります。
貸付利率※2	年利0.0%（貸付利息を免除）
受付期間※3	2020年2月18日（火）～2020年6月1日（月）まで
適用される期間	2020年9月30日（水）まで

※2 貸付利息免除にともなう差額の調整は所定の計算方法により適用期間終了後に行われます。また、貸付利息が免除されている貸付金と免除対象外の貸付金があるご契約に貸付金の返済があった際は、貸付利息が免除されている貸付金への返済が優先されます。

※3 お申し込み状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。

今回の特別なお取り扱いのお申し出やご質問につきましては、担当ライフプランナーもしくは当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

また、ライフプランナーが上記のご案内などのためお客さまにお会いする必要がある際は、感染リスクを考慮し、お客さまに改めて面談の意向を確認させていただいた上で、原則マスク着用にて面談させていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～18:00、土日 9:00～17:00（祝休日、12月31日～1月3日を除く）

※ご希望のお手続きによっては、カスタマーサービスセンターから担当ライフプランナーへ対応を代わらせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

<印刷用のご案内はこちら>

[PDF リンク](#)